漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項に規定する小型機船底びき網漁業打瀬漁業打瀬網漁業につき、熊本県漁業調整規則(令和2年熊本県規則第51号)第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和2年(2020年)12月1日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
小型機船 底びき網 漁業	打瀬漁業 打瀬網漁業	不知火海。 ただし、火共第3号共 同漁業権漁場内芦北 地先以外の共同漁業 権漁場内を除く		許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載さ れている馬力数	 章北郡芦北町に住所を 有する者 熊本県の漁船登録を受 けた漁船の所有者又は使 用者

2 許可等をすべき船舶の数0

3 許可又は起業の認可を申請すべき期間 定めなし